

山村塾助成金交付決定通知

番 号
年 月 日

<団体名>

<代表者氏名> 殿

財団法人 都市農山漁村交流活性化機構
理事長 高木 勇樹

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった山村塾助成金交付申請書(以下「申請書」という)については、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業は、申請書に記載された内容のとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりである。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円
- 3 助成事業に要する経費の配分(支出の部)及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分(収入の部)は、申請書の経費の配分欄記載(収支予算)のとおりとする。
- 4 助成金の確定額は、次により算出した額の合計額とする。
 - (1) 地域おこしプランの策定に要した実支出額とこれに対応する助成金の額とのいずれか低い額。
 - (2) 地域おこしプランの実証活動に要した実支出額に1/2を乗じて得た額とこれに対応する助成金の額とのいずれか低い額。
- 5 事業実施主体は、山村力誘発モデル事業における「山村塾」助成金交付要領(平成19年7月24日付け19交流第108号)に従わなければならない。